

關 西 大 學
法 學 論 集

第五十八卷 第五号

平成二十一年一月

論 説

- 破産法一四八条三項について 栗 田 隆 (1)
ソロモン諸島、キリバス共和国及び
ツヴァルの刑事制裁 永 田 憲 史 (16)
シビック・パワーとしての市民オンブズマン 坂 本 治 也 (53)
——仙台市民オンブズマンと宮城県政の事例分析——

判 例 批 評

- 障害基礎年金等の受給資格制限の合憲性 村 田 尚 紀 (121)
——学生無年金障害者東京訴訟最高裁判決——

翻 訳

- ユルゲン・バーゼドー著
「高額の訴訟費用を要する国における、
少額訴訟の実効性の確保：
ドイツ保険オンブズマン」 寺 川 永(訳) (137)

資 料

- 政権維持問題に関する若干の覚書 真 鍋 俊 二 (161)

關 西 大 學 法 學 會

関西大学法学会規則

第一条 本会は関西大学法学会と称する。

第二条 本会は法学の研究を促進し、かつ研究の成果を発表することを目的とする。

第三条 本会は次の事業を行う。

一 機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の発行。

二 その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第四条 本会の事務所は関西大学法学部内に置く。

第五条 本会は次の者をもつて会員とする。

一 法学部及び大学院法務研究科（以下法科大学院と称す）の教授・准教授・専任講師。

二 政策創造学部の教授・准教授・専任講師であつて入会した者。

三 法学部学生、大学院法学研究科学生及び法科大学院学生。

四 政策創造学部の学生であつて入会した者。

五 法学部、政策創造学部、大学院法学研究科及び法科大学院の卒業生であつて入会した者。

六 その他評議員会の承認を得た者。

第七条 本会に次の役員を置く。

一 会長 法学部長をもつて充てる。

二 評議員 教授 准教授及び専任講師をもつて充てる。

三 編集・庶務・会計各委員 評議員の中から評議員会において委嘱する。

第八条 その任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。

第九条 第五条第一号及び二号の会員は会費年額二五〇〇円を、同条第三号から六号までの会員は会費年額六〇〇円を納めることを要する。

会員及び名誉会員は、機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の配布を受ける。

第十条 この規則の改正は評議員会の決議による。

付則 この改正規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、從前の第八条の規定により平成二十一年度以降の会費を予め法学会に払込んでいる者については、なお従前の例による。

関西大学法学会役員（五十音順）

小栗	栗	栗	久葛	木木	北川	川柄	亀岡	大占	浦上	市市	井石	足立	吉田	評議員長
泉	原	田	保	原	村下	川口	谷利	沼田	東原	西川	橋章	幸	栄	立幸男
良宏	和	宏力	哲智	俊美	浩	健哲	邦洋	久真	康靖	訓正	市朗	正敏	伸	秀和延
幸武	隆彦	之三	也史	光貴	一子	和徹	智惠	久和	久洋	久裕	久人	久也	（監査）	樹夫
（庶務）	（編集）	（庶務）	（庶務）	（庶務）	（編集）	（編集）	（庶務）	（編集）	（編集）	（庶務）	（会計）	（会計）	（会計）	（会計）
西那	永	永中	鳥寺	寺角	田辰	多竹	滝高	千下	佐佐	佐佐	坂後	今児	小越	西村
須	田	田野	越倉	島川	田村	中巳	治川	作下	藤村	伯	藤立	忠	枝	佳彦
平	平	憲	健	莞俊	猛詩	直	卓	敏	正洋	正和	正治	元	（庶務）	（会計）
等彰	彰	史也	治爾	永之	子謙	彦	穂	賢	明博	也	祐也	ひ	（庶務）	（庶務）
子二	夫弘	司治	介史	一加	子史	之隆	郎紀	隆	章二	枝子	弘之	裕彦	（庶務）	（庶務）
（会計）														

〈法学会記事〉

私法研究会

〈日時〉 平成二〇年九月一〇日（水）

午前一〇時～午前一一時三〇分

〈場所〉 法学会室

〈報告〉 「日本法における海上物品運送賃請求権に関する一考

察」 金玲氏

（関西大学大学院生）

〈出席者〉 （五十音順）

上田、金、栗田（和）、千藤、多治川、寺川、三島

前号目次（第五十八卷 第四号）

論 説

- 不作為犯と作為犯の共犯關係 山 中 敬 一
 サモア独立国の刑事制裁 永 田 憲 史
 米国法における海上物品運送貨請求権に関する一考察（三・完） 金 玲

研究ノート

- 高度大衆化時代の大学教育 眞 鍋 俊 二
 「社会的基礎力」ないし「学士力」 眞 鍋 俊 二
 養成論を念頭に置きつつ 真 鍋 俊 二

翻 訳

- アルビン・エーザー 川 口 浩 一
 国際刑事司法における手続システムの問題点：西 平 等（共訳） 川 口 浩 一
 あるICTY元裁判官の考察 西 平 等（共訳）

資 料

- 勝海舟と現代 真 鍋 俊 二
 ——勝海舟先生帰山一一〇周年を前にして 真 鍋 俊 二
 二〇〇八年度・日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム④
 「法文化への学際的アプローチ」 角 田 猛 之
 ——比較法文化学の構築にむけて 永 田 憲 史
 （二〇〇八年五月一〇日、神戸大学）紹介 永 田 憲 史

施設見学記録(9)

阿武山学園

執筆者紹介

- | | | | | |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 栗 田 隆 | 永 田 憲 史 | 坂 本 治 也 | 寺 川 尚 紀 | 村 田 尚 紀 |
| 関 西 大 学 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 |
| 栗 田 隆 | 永 田 憲 史 | 坂 本 治 也 | 寺 川 尚 紀 | 村 田 尚 紀 |
| 関 西 大 学 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 |
| 栗 田 隆 | 永 田 憲 史 | 坂 本 治 也 | 寺 川 尚 紀 | 村 田 尚 紀 |
| 関 西 大 学 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 |
| 栗 田 隆 | 永 田 憲 史 | 坂 本 治 也 | 寺 川 尚 紀 | 村 田 尚 紀 |
| 関 西 大 学 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 | 関 西 大 学 准 教 授 |

平成二十二年一月八日印刷 関西大学 第五十八卷
 平成二十二年一月二十二日発行 法学論集 第五号

大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号

関西大学法学部内

発編
行集
人兼

関 西 大 学 法 学 会

振替〇〇九二〇四六六八二

東京都文京区千石二二五一一

印刷所

(株)富山房インター・ナショナル

大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号
関西大学法学部内

発行所

関 西 大 学 法 学 会

THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW OF KANSAI UNIVERSITY

JANUARY 2009

VOLUME LVIII

NUMBER 5

Articles

- Erfüllung von Masseverbindlichkeiten—über § 148
Abs. 3 der japanischen Konkursordnung *Takashi KURITA* (1)
- Criminal Sanctions in Solomon Islands,
the Republic of Kiribati and Tuvalu *Kenji NAGATA* (16)
- Civic Power of Sendai Citizen Ombudsman and
Miyagi Prefectural Government *Haruya SAKAMOTO* (53)

Case

- Constitutionnalité de la loi qui ne qualifie pas les
étudiants de plus de 20 ans pour toucher
la pension d'invalidité *Hisanori MURATA* (121)

Translation

- Jürgen Basedow,
Small Claims Enforcement in a High Cost Country:
The German Insurance Ombudsman *Yo TERAKAWA* (137)

Material

- Some Notes on the Problem of Long Government *Shunji MANABE* (161)

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY
OSAKA, JAPAN